

岩手県地域防災計画（原子力災害対策編）
新旧対照表（案）

目 次

第2章 災害予防計画	
第1節 防災知識普及計画	1
第6節 医療・保健計画	2
第3章 災害応急対策計画	
第7節 医療・保健計画	3

頁	現 計 画	修 正 案
4-2-1	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 ○ [略] 	<p style="text-align: center;">第1節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ [略] ○ なお、防災知識の普及を図る際には、放射線、放射性物質、原子力災害の特殊性を十分に踏まえるとともに、高齢者、障がい者等の要配慮者の<u>多様なニーズ</u>に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制の整備を図る。 ○ [略]
修正理由	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防災基本計画の修正に伴い。所要の修正をするもの 	

頁	現 計 画	修 正 案																										
4-2-9	<p style="text-align: center;">第6節 医療・保健計画</p> <p>第2 医療・保健活動体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 スクリーニング等実施体制の整備</p> <p>○ 県は、県外等からの避難者等に対する身体の<u>スクリーニング及び体表面汚染の除染</u>の実施が必要な場合を想定し、必要な資機材の確保、国、医療機関その他の関係機関との連携体制の構築に努め、市町村との情報共有を図る。</p> <p>○ 市町村は、県外等からの避難者等に対する身体の<u>スクリーニング及び体表面汚染の除染</u>の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="276 846 826 1211"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉部</td> <td rowspan="2">医療政策室 (健康国保課)</td> <td rowspan="2"></td> <td>1 <u>スクリーニング</u>等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	出先機関	担当業務	保健	[略]	[略]	[略]	福祉部	医療政策室 (健康国保課)		1 <u>スクリーニング</u> 等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等	2 [略]	<p style="text-align: center;">第6節 医療・保健計画</p> <p>第2 医療・保健活動体制の整備</p> <p>1 [略]</p> <p>2 避難退域時検査等実施体制の整備</p> <p>○ 県は、県外等からの避難者等に対する身体の<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>の実施が必要な場合を想定し、必要な資機材の確保、国、医療機関その他の関係機関との連携体制の構築に努め、市町村との情報共有を図る。</p> <p>○ 市町村は、県外等からの避難者等に対する身体の<u>避難退域時検査及び簡易除染</u>の実施が可能な避難所その他の施設の確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="885 846 1436 1211"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課等</th> <th>出先機関</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">福祉部</td> <td rowspan="2">医療政策室 (健康国保課)</td> <td rowspan="2"></td> <td>1 <u>避難退域時検査</u>等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等</td> </tr> <tr> <td>2 [略]</td> </tr> </tbody> </table>	部	課等	出先機関	担当業務	保健	[略]	[略]	[略]	福祉部	医療政策室 (健康国保課)		1 <u>避難退域時検査</u> 等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等	2 [略]
部	課等	出先機関	担当業務																									
保健	[略]	[略]	[略]																									
福祉部	医療政策室 (健康国保課)		1 <u>スクリーニング</u> 等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等																									
			2 [略]																									
部	課等	出先機関	担当業務																									
保健	[略]	[略]	[略]																									
福祉部	医療政策室 (健康国保課)		1 <u>避難退域時検査</u> 等の実施に係る関係機関との連携体制の構築等																									
			2 [略]																									
修正理由	<p>○ 防災基本計画の修正に伴い、所要の修正をするもの</p>																											

頁	現 計 画	修 正 案																
4-3-28	<p style="text-align: center;">第7節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の <u>スクリーニング及び体表面汚染の除染</u> の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、県外からの避難者等に対し、<u>緊急被ばく医療</u> の実施が必要な場合において、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>第2 スクリーニング及び除染</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、国が指示又は決定する身体の <u>スクリーニング</u> を行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体の <u>スクリーニング</u> 及び <u>体表面汚染の除染</u> を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の <u>スクリーニング</u> 及び <u>体表面汚染の除染</u> の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。</p> <p>○ 市町村本部長は、身体の <u>スクリーニング</u> 及び <u>体表面汚染の除染</u> を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体の <u>スクリーニング</u> 及び <u>体表面汚染の除染</u> は、当該施設において実施する。</p> <table border="1" data-bbox="277 1608 823 1921"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方 支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健 福祉 部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>1 身体の <u>スクリーニング</u> 及び <u>体表面汚染の除染</u> の実施 2 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 初動医療体制</p> <p>○ 本県は、原子力施設立地地域に該当しておら</p>	部	課	地方 支部 班	担当業務	保健 福祉 部	[略]	[略]	1 身体の <u>スクリーニング</u> 及び <u>体表面汚染の除染</u> の実施 2 [略]	<p style="text-align: center;">第7節 医療・保健計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、原子力災害が発生した場合において、身体の <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易除染</u> の実施に必要な施設の確保及び体制の構築を図り、必要に応じ、これを実施する。</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、県外からの避難者等に対し、<u>原子力災害医療</u> の実施が必要な場合において、県内外の医療機関及び消防等との連携を図り、当該医療機関への搬送を行う。</p> <p>○ [略]</p> <p>第2 避難退域時検査及び簡易除染</p> <p>○ 県本部長及び市町村本部長は、国が指示又は決定する身体の <u>避難退域時検査</u> を行う際の基準に基づき、避難した住民等（県外から県内に避難した者を含む。）の身体の <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易除染</u> を実施する。この場合において、国、指定公共機関その他の関係機関に対し、身体の <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易除染</u> の実施に必要な人員の派遣、資機材の確保など、必要な支援を求める。</p> <p>○ 市町村本部長は、身体の <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易除染</u> を実施する施設を確保し、当該施設の名称等を県本部長に通知するものとし、身体の <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易除染</u> は、当該施設において実施する。</p> <table border="1" data-bbox="885 1608 1431 1921"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>課</th> <th>地方 支部 班</th> <th>担当業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健 福祉 部</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>1 身体の <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易除染</u> の実施 2 [略]</td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 初動医療体制</p> <p>○ 本県は、原子力施設立地地域に該当しておら</p>	部	課	地方 支部 班	担当業務	保健 福祉 部	[略]	[略]	1 身体の <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易除染</u> の実施 2 [略]
部	課	地方 支部 班	担当業務															
保健 福祉 部	[略]	[略]	1 身体の <u>スクリーニング</u> 及び <u>体表面汚染の除染</u> の実施 2 [略]															
部	課	地方 支部 班	担当業務															
保健 福祉 部	[略]	[略]	1 身体の <u>避難退域時検査</u> 及び <u>簡易除染</u> の実施 2 [略]															

<p>4-3-29</p>	<p>ず、<u>緊急被ばく医療</u> の提供体制がないことから、<u>県外からの避難者等</u>であって、<u>緊急被ばく医療</u> の必要性が見込まれる場合にあっては、<u>県外の緊急被ばく医療機関への搬送や、独立行政法人放射線医学総合研究所、国立病院、国立大学付属病院等の医療関係者等で構成される緊急被ばく医療派遣チーム</u> の協力により医療を提供することが基本となる。</p> <p>○ 市町村本部長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の <u>スクリーニング</u> 等の結果、<u>緊急被ばく医療</u> の必要性が指摘されたときは、<u>県本部長</u>に対し、<u>緊急被ばく医療</u> の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。</p> <p>○ 県本部長は、市町村本部長からの報告に基づき、<u>国、県内外の医療機関、独立行政法人放射線医学総合研究所、緊急被ばく医療派遣チーム、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定の上、市町村本部長に通知する。</u></p> <p>○ 市町村本部長は、<u>県本部長の通知に基づき、緊急被ばく医療</u> の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。<u>県本部長は、当該搬送等の実施に協力する。</u></p> <p>[略]</p>	<p>ず、<u>原子力災害医療</u> の提供体制がないことから、<u>県外からの避難者等</u>であって、<u>原子力災害医療</u> の必要性が見込まれる場合にあっては、<u>県外の緊急被ばく医療機関への搬送や、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム</u> の協力により医療を提供することが基本となる。</p> <p>○ 市町村本部長は、避難した住民等について、サーベイメーターによる身体の <u>避難退域時検査</u> 等の結果、<u>原子力災害医療</u> の必要性が指摘されたときは、<u>県本部長</u>に対し、<u>原子力災害医療</u> の実施が必要な住民等の状況を報告し、搬送すべき医療機関及びその搬送方法の指示を求める。</p> <p>○ 県本部長は、市町村本部長からの報告に基づき、<u>国、県内外の医療機関、独立行政法人放射線医学総合研究所、原子力災害医療派遣チーム及び専門派遣チーム、消防機関、自衛隊その他の関係機関と協議、調整し、搬送すべき医療機関及び搬送方法を決定の上、市町村本部長に通知する。</u></p> <p>○ 市町村本部長は、<u>県本部長の通知に基づき、原子力災害医療</u> の実施が必要な住民等の医療機関への搬送を実施する。<u>県本部長は、当該搬送等の実施に協力する。</u></p> <p>[略]</p>
<p>修正理由</p>	<p>○ 防災基本計画の修正に伴い、所要の修正をするもの</p>	